

会則の改定（案）

会則の一部改定新旧対照表（下線は変更部分を示す。）

現 行	改 正	摘 要
第 4 条 本会は本部を東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科治山・緑化学工研究室内に置く。	第 4 条 本会は本部を東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科 <u>治山緑化</u> 工学研究室内に置く。	名称の変更
第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する団体 (3) 購読会員 会誌の購読のみを目的とする団体、または個人 (4) 学生会員 大学（大学院、短大を含む）、高等専 門学校に在籍している個人 (5) 名誉会員 緑化に関し、または本会に特に功績 のあった者で、総会の議決をもって推挙された者	第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する団体 <u>(3)</u> 学生会員 大学（大学院、短大を含む）、高等専 門学校に在籍している個人 <u>(4)</u> 名誉会員 緑化に関し、または本会に特に功績 のあった者で、総会の議決をもって推挙された者	講読会員の廃止に伴い現行 (3) を削除し、号番号を繰り上げ
第 7 条 本会の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 8,000 円 (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上 (3) 購読会員 年額 8,000 円 (4) 学生会員 年額 4,000 円 (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない	第 7 条 本会の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 8,000 円 (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上 <u>(3)</u> 学生会員 年額 4,000 円 <u>(4)</u> 名誉会員 会費を納めることを要しない	講読会員の廃止に伴い現行 (3) を削除し、号番号を繰り上げ
第 8 条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。 2. 入会者は所定の入会手数料および入会年度の年会費を納入しなければならない。	第 8 条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。 2. 入会者は所定の入会手数料及び入会年度の年会費を納入しなければならない。	文言の統一

現 行	改 正	摘 要
第 37 条 企画・事業部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) ～ (3) (略) (4) その他要な事	第 37 条 企画・事業部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) ～ (3) (略) (4) その他<u>必要</u>な事	誤植の修正
(事業部門：編集部会) 第 38 条 編集部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) 学会誌、その他刊行出版物に関する こと (2) その他必要な事項	(事業部門：編集部会) 第 38 条 編集部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) <u>学会誌の刊行</u>に関する こと (2) その他必要な事項	実態に即するため
第 39 条 学術国際交流部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) 日本学術会議に関する こと (2) 国際学術交流に関する こと (3) その他必要な事項	第 39 条 学術国際交流部会の担当事項は次のとおりとする。 (1) <u>英文誌 LEE の刊行</u>に関する こと (2) 国際学術交流に関する こと (3) その他必要な事項	実態に即するため